

～ 共に 認め合い 高め合い 支え合う 集団に ～

# 山田中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止のための3本柱

「お互いを認め合う人間関係づくり」「一人一人の居場所づくり」「健全で豊かな心の育成」

## ◆ はじめに ◆

学校教育において、いじめは重大な人権問題であり、絶対にあってはならないことです。学校は「いじめは絶対に許さない」という認識を強くもちながら、道徳教育・体験活動等の教育活動を総合的に実践し、生徒たちにとって望ましい人間関係づくりや規範意識の育成を推進していくことが重要であり、組織として取り組むことが求められます。

このような考えに基づき、いじめが未然に防止される学校づくりを地域・家庭と連携を図りながら、教職員が一枚岩となり組織的に推進することが重要であると考え「山田中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

## ◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取り組み ◆

### 1 いじめの未然防止のための取組の推進について

いじめは決して許されない行為です。本校では、教育活動全体を通して生徒の豊かな情操や道徳心を育て、

〔・ 自分の存在と他人の存在を等しく認めること  
・ お互いの人格を尊重し合える人間関係を築くことのできる力の育成  
〕に取り組みます。そのためにまず、

〔・ 全ての生徒が安全に元気で登校できる  
・ 学校生活に充実感を感じることができ  
・ 仲間から必要とされているという自己有用感を感じることができ  
〕

環境づくりに取り組みます。そして、いじめ未然防止のために、

〔・ 規範意識の向上  
・ 教育相談活動の充実  
・ 道徳教育・人権教育の推進  
・ 積極的な体験活動等の実施  
・ 基礎学力の保障  
〕

といった多角的な教育の計画的・継続的な実施を推進します。

#### ① 道徳教育・人権教育を充実させ、健全で豊かな心の育成に努めます

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むために、道徳の時間はもとより学級活動や特別活動、教科などとも関連付けながら教育活動全般で道徳教育を推進します。さらに、道徳教育で培った心がいじめ解決のための正しい理解と知識として生徒に定着するよう、校内での取組を推進していきます。

## ② 体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力をはじめとした社会性を育むために、日頃の学級活動だけでなく宿泊研修をはじめ各学年で行う研修活動によって、集団で行動するために必要な力やお互いの良い面を見付け友情を育てることに取り組みます。

また潮風祭（体育祭・文化祭）などの学校をあげての行事では、学年で各自の役割を果たすことで協調性や責任感を養うだけでなく、小規模校の特性を活かし3年生をリーダーとして縦の繋がりを築くことに取り組みます。

職場体験学習やSCP（海岸清掃や地域清掃活動）、合同防災避難訓練といった地域・家庭・学校が一体となって取り組む活動も積極的に取り入れ、様々な年代の人と関わりをもつ機会を増やし、地域の一員としての自覚をもたせることに取り組みます。

## ③ 生徒の主体的な活動を推進します

学校が誰にとっても居心地のよい場所になるよう、いじめ撲滅に向け、6月の「いじめについて考える週間」や12月の「人権週間」等に取り組みます。生徒がこのような活動に主体的に取り組むために、生徒会活動等の生徒の自治活動を活性化させることで、「いじめは許さない」、「学校生活が楽しい」といった土壌を山田中学校に築くことを推進します。

## ④ 情報モラル教育に取り組みます

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対応するため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に教育活動全体で計画的に取り組みます。そのためにも、日々進化するネット環境に対応できるよう資料収集を行い、共通理解を図るための校内研修に積極的に取り組みます。

また保護者に対しては、ネットいじめの防止のために携帯電話等のもたらず様々な諸問題について啓発を繰り返すことで、生徒の実情を把握し早期発見ができる環境づくりに努めます。

## ⑤ 生徒がストレスを感じにくい学校づくりを目指します

生徒がいじめへ向かう要因には、個々が抱えるストレスが考えられます。いじめの未然防止のためにはストレスの軽減は非常に重要で、教育相談や諸処のアンケートだけでなく、生徒や保護者と積極的に関わることで、個々の抱えるストレスの把握とそれに対する対処が必要です。学校における個が抱えるストレスの要因には「人間関係によるもの」「学習に関すること」が主な原因として考えられるため、本校では学級や部活動など、学年を超えた集団においてお互いを認め合う人間関係づくりに取り組みます。そして、生徒の学習に関するストレスの軽減として、

- ・ 校内研究テーマに基づいた授業改善
- ・ 発達段階にあわせた個別支援

を行い、生徒の学ぶ意欲を育て高めることに取り組みます。

## ⑥ 教職員の資質向上を目指します

いじめの問題に対して、適切に対応していくためには、教職員のスキルアップが必要不可欠です。本校ではカウンセリング能力等のスキルを向上させるために、校内研修を推進します。また、心理や福祉の専門家等を招いての研修にも積極的に取り組みます。

## ⑦ 地域や家庭との連携を促進します

保護者や地域の方々と共に子どもの悩みや相談を受け止めていけるよう、PTAや学校支援ボランティアをはじめとする地域の関係団体との連携を促進します。また、学校運営協議会やいじめ対策委員会など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

## 2 いじめの早期発見の取組の充実について

「いじめはどこでも、どの生徒にも起こりうるもの」という危機意識を全教職員が常にもって生徒を見守ります。そして、些細なことでも気づいたことは「報告」・「連絡」・「相談」をして、いじめの早期発見に努めます。

### ① 教育相談体制の充実を図ります

教職員は適切なカウンセリングマインドを持って、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。また、

- ・ 養護教諭とスクールカウンセラーを中心とする相談窓口の設置
- ・ 定期的な教育相談体制（個人面談の実施等）の充実
- ・ いじめに関するアンケート調査の定期的な実施

など、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行います。

### ② 校内の情報共有体制を整備します

校内での生徒の小さな変化を見逃さないためにも、生徒指導上の情報共有体制の充実に努めます。各教職員だけの判断にならないように、情報共有と情報の整理を定期的に行い、場合によってはケース会議をもって組織的・積極的な指導支援の行える校内の生徒指導体制を構築します。

### ③ 地域や家庭への情報提供等を依頼します

いじめの早期発見のためには、保護者や地域の方によるいじめに関する学校への情報提供（疑いも含む）ができる環境づくりの促進も必要です。学校での「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、見逃されがちないじめを早期に発見できるように努めます。

## 3 発生したいじめへの対応について

発生した事案については、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、調査を積極的に行い、いじめに該当するか否かを判断します。いじめと認知した場合には、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携して加害生徒への指導を行います。また、いじめに向かわせた要因についても特定し、これに関わる対象生徒への指導支援を行うことで、再発防止に努めるとともに、100%解消を目指し、組織的に対応していきます。さらに、該当外の生徒に対しても学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめ全てを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

### 重大事態と思われるいじめの例

- |                                   |                  |
|-----------------------------------|------------------|
| ・ 生徒が自殺を企図した場合                    | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合                 | ・ 精神性の疾患を発症した場合  |
| ・ 被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 |                  |

### ① いじめの認知と対応を組織的に行います

発生した事案を丁寧に調査し、その背景にある事情も含め、組織的にいじめの認知に努めます。いじめを認知した場合、迅速に「いじめ対策委員会」を招集して教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら組織的対応を行います。

### ② 事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの生徒が関係していたり、過去に遡って調査したりしなければならない場合があるため、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管することに努めます。事実を明らかにするために、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い実態を明らかにし、保護者に伝えていきます。

また、程度に関わらず教育委員会と連絡を取り合い、重大事態等の事案では市のいじめ問題対策連絡協議会等とも協力して事実調査をします。

### ③ 被害生徒への支援を最優先に取り組みます

いじめを把握したときには、スクールカウンセラー等の専門家にも協力・支援を依頼しながら、被害生徒の心に寄り添ったケアを最優先に行います。そして、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みについて、できるだけ早く明確に被害生徒の保護者だけでなく、関係保護者に伝えます。そして、保護者の協力も仰ぎながら、被害生徒が安心して登校できるように支援していきます。

### ④ 毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行います。加害生徒がいじめに向かった要因を把握し、その根本的な要因の解決に向けた取り組みを行います。

また保護者に対しては、いじめの事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上を働きかけ、心に寄り添った厳しい指導を依頼します。また、加害生徒が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けた取組を考えられるようになることを目指して、保護者にも働きかけます。

### ⑤ いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには被害生徒と加害生徒がいるだけでなく、いじめが発生した集団での「傍観者」であった生徒がいます。いじめを許さない土壌をつくるためには「傍観者」であった生徒の意識改革も必要不可欠です。我々教職員はあらゆる手立てを講じて「傍観者」をなくすとともに、被害生徒を支えることができる風土を構築していきます。

### ⑥ 多様な外部人材等を活用し問題解決に努めます

いじめの解消のために外部の諸機関との協力が必要になることがあります。解決困難な重大事態等が発生した場合には、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できるよう、連携体制を整えます。

### ⑦ いじめの「解消」の定義を組織として共有します

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていることを確認する。

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 4 いじめに対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止のための本校での取組や、発生しいじめへの組織的な対応の推進のために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策の活性化に努めます。この委員会は校内の教職員だけでなく外部の関係者にも参画していただき、教育委員会とも連携し、運営していきます。

##### ① 委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策担当、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年生徒指導担当（いじめ発生時には該当学年団）で構成し、学期ごとに定例会を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

##### ② 委員会の役割

- いじめ未然防止のための取組
  - ・ 定期的な連絡会での情報の共有
  - ・ 外部と連携した啓発活動
  - ・ ストレス軽減のための取組の見直し
  
- いじめ発生時の対応
  - ・ 初期対応
  - ・ 被害生徒のケア
  - ・ 状況把握
  - ・ 加害生徒への対応
  - ・ 該当集団に対する指導
  - ・ 再発防止に向けた取組